

## 高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

## 1. 改正内容

## (1) 保険料の賦課限度額の見直し（第13条の6及び第13条の6の12）

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	17万円	19万円
介護納付金賦課限度額	16万円	16万円
合 計	85万円	89万円

## (2) 軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し（第18条第1項第2号及び第3号）

区 分	改正前	改正後
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 26万円×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 26.5万円×（被保険者数）
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 47万円×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 48万円×（被保険者数）

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 2. 適用

平成28年度分の保険料から適用